

令和 7 年度第 4 回埼玉県最低賃金専門部会議事録

福田部会長 ただいまから令和 7 年度第 4 回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。まず委員の出席状況について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により本審議は有効に成立していることを報告いたします。傍聴者は 5 名です。

福田部会長 本専門部会は埼玉県最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項により公開とし、議事録についても同運営規程第 8 条第 2 項により公開することといたします。本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私福田が、労働者側は矢島委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

まず、審議資料について事務局から説明をお願いいたします。

専門監督官 はい。資料について説明いたします。

本日の資料は、資料 1 が消費者物価指数の推移、資料 2 がエンゲル係数（さいたま市）の推移、それから労働者代表委員提出資料 1 としまして、2024 連合リビングウェイジ報告書、労働者代表委員提出資料 2 として、2024 都道府県別リビングウェイジ（LW）と 2024 地域別最低賃金との比較の 4 点でございます。

まず資料 1 について説明いたします。資料 1 の 1 ページ目は、昨日の第 4 回埼玉地方最低賃金審議会の資料 5 の目安答申の参考資料の一番最初のところに消費者物価指数の対前年上昇率の推移というものがございます。こちらに相当するものを埼玉労働局賃金室の方で用意させていただいたところでございます。まず、今回の資料 1 の一番上にあります「持家の帰属家賃を除く総合」につきましては、こちらは全国、さいたま市の数字とも存在しておりますので、その数字をまとめたものになります。

いずれも 2024 年 10 月、去年の 10 月から直近今年の 6 月までの数字を記載しておりまして、また右から 2 つ目の列の方に 2024 年 10 月から 2025 年 6 月までの平均ということで、この 9 ヶ月間の各月の対前年上昇率の単純平均の数字を記載しております。2024 年 10 月から 2025 年 6 月までの 9 ヶ月間の平均を出しているの

は目安答申と同じ期間となっております。

一番右側の列は、1年前の2023年10月から2024年6月のこの9ヶ月間の単純平均の数字を記載しております。その下の行の方にあります、「頻繁に購入する品目を含む中分類」でございますが、頻繁に購入する品目につきましては、本省の目安答申の方では、総務省の方で公表している数字がございますので、その数字がそのまま記載されておりますが、さいたま市の方ではこの数字が存在しておりません。

昨年度の審議会でも出させていただいたのですが、「頻繁に購入する品目を含む中分類」については、公表されているウエイトを用いて加重平均して出した数字ということになります。

「頻繁に購入する品目」というのはそもそも何かという話になりますが、それにつきましては、資料1の4ページ目に記載されております。消費者物価指数には500を超える品目がございますが、この品目については、年間に購入する頻度により階級が定まっております。

1世帯あたりの1年間の購入頻度別に区分が6段階で定まっています。一番購入頻度が低いのが、「まれに購入する品目」、2番目に低いのが「1年に1回程度購入する品目」、3番目として「半年に1回程度購入する品目」、4番目に「2か月に1回程度購入する品目」、5番目として「1か月に1回程度購入する品目」、6番目として一番頻度が高い、「頻繁に購入する品目」というものがございます。

この頻繁に購入する品目については上から3行目に書いてありますとおり、年間購入頻度が15.0回以上の品目になり、44品目ございます。

この44品目を含む中分類がありまして、「穀類」、「魚介類」、「肉類」、「乳卵類」、「野菜・海藻」、「果物」、「菓子類」、「調理食品」、「飲料」、「家事用消耗品」、「保健医療サービス」、「自動車等関係費」という中分類ですけれども、先ほど申し上げた「頻繁に購入する品目」を含んでいる大括の中分類がこの穀類から始まる中分類になります。この中分類にはウエイトがそれぞれ公表されている数字があります。さいたま市についても中分類につきましてはウエイトは公表されております。

ウエイトは何かと申しますと、消費支出に占める中分類の分の支出額の割合ということになります。その中分類についてのウエイトは公表されておりますので、この資料1の3ページで、穀類ですと、ウエイトの179に2023年10月の消費者物価指数113.3、これをかけまして、魚介類についても 155×128.5 、肉類について

も193×114.9このように積を自動車等関係費まで出しまして、その積を足し上げます。

その積の合計をウエイトの穀類の179から自動車等関係費の806までの和で割っていただきますと、2023年10月のところの、右から2列目の「頻繁に購入する品目を含む中分類の加重平均」113.9が出てくるという形になっております。同じように各月、加重平均をさいたま市について出させていただいたところでございます。

資料1の1ページ目にお戻りいただきまして、上から3番目のところに「1か月に1回程度購入する品目」というのがございますが、これが何かと申し上げますと、資料1の7ページ目にございます、まぐろから通信料までの品目が「1か月に1回程度購入する品目」ということで、年間購入頻度が9.0回以上15.0回未満の品目ということになります。これらについて先ほどの「頻繁に購入する品目を含む中分類」と同じようにやりましたのが、資料1の6ページのところです。

資料1の6ページの「1か月に1回程度購入する品目」を含む中分類についても、ウエイトが公表されているものがありますので、同じように加重平均を出させていただきました。

資料1の1ページ目にお戻りいただきまして、上から4番目、「基礎的支出項目を含む中分類」というものがございますが、基礎的支出項目というものは、これも消費者物価指数の方で決まっているんですけども、支出弾力性が1.0未満の支出項目ということです。一方で、選択的支出項目というのものもあるんですが、選択的支出項目というのは支出弾力性が1.0以上のものになります。

この「基礎的支出項目を含む中分類」を計算したのですが、これはさいたま市の数字が元々は公表されていないもので、賃金室の方で計算したのですが、資料1の9ページ目にございます。

字が大変小さくなってしまっておりますが、こちらのように先ほどの「頻繁に購入する品目」や「1か月に1回程度購入する品目」と同じように、「基礎的支出項目に区分される品目を含む中分類」を列举して、それに対応するウエイトが公表されておりますので、加重平均をまた出させていただいたところでございます。

資料1の1ページ目の方にお戻りいただきまして、一番下の行にある大分類の食料につきましてはさいたま市の数字も全国の数字も公表されている数字がございますので、それをまとめた表ということになります。

続きまして、資料2のエンゲル係数の推移（さいたま市）について触れさせていただきます。

資料2をご覧ください。昨日の答申の資料の参考資料の5ページ（令和7年度第4回埼玉地方最低賃金審議会資料5の参考資料の5ページ）に、エンゲル係数の推移というのがございますので、そちらも合わせてご覧いただければと思います。

答申の方に掲載されているエンゲル係数の推移はもちろん全国の数字ということになりますが、折れ線グラフで4つ線がございます。総世帯というものと、総世帯（世帯収入第一・十分位）というものと総世帯のうち勤労者世帯というものと、総世帯のうち勤労者世帯（世帯収入第一・十分位）というものがございます。

このうち、世帯収入第一・十分位というふうについているものについて、この2つの折れ線に相当する数字については、これはさいたま市の数字がございませんので、それ以外の総世帯と総世帯のうち勤労者世帯の数字は総務省の家計調査で公表されている数字がございましたので、資料2は公表されている数字を賃金室の方でグラフ化して作らせていただいたものになります。

労働者代表委員提出資料1と労働者代表委員提出資料2は、いずれも労働者代表委員から提出いただいた資料で、それぞれ、2024連合リビングウェイジ報告書、2024都道府県別リビングウェイジ（LW）と2024地域別最低賃金との比較、になります。

資料の説明は、以上でございます。

福田部会長

はい、どうもありがとうございました。昨日、労使双方の委員から、埼玉の数字を事務局に出してもらおうというご発言が両方からありまして、限られた時間の中で作ってくださったと思いますが、ありがとうございました。

今のご説明に関して、質問なり、ご意見なりあればいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

今日は中身をしっかりやりたいと思っておりますので、後で議論になった時に出していただいてもいいですけれども、現時点では少し先に進ませていただきます。また、この話に必要ながあれば遠慮なくお付き合いいただければと思います。

議題1の埼玉県最低賃金の改正についてやりたいと思います。

まず、昨日もお話のあった中賃の会長のビデオメッセージが来ているというお話なので、15分程度だというふうに伺っていますが、そ

れをみんなで観たいと思います。よろしくお願いします。

(中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージ視聴)

藤村中賃会長 今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいた。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものである。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっている。また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められている。近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

次に目安について、詳しく申し上げる。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしい。

目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関

する公益委員見解のポイントを御説明する。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねた。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認した。しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。そういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにした。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つである。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案した。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっている。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃

上げのベクトルが上向きであることが今年も確認された。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認した。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であった。

さて、今年度示した目安について。これまでの説明と重複はあるが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意した。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきた。

そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えた。

具体的には、Aランク 63円・5.6%、Bランク 63円・6.3%、Cランク 64円・6.7%である。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正へ

の配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたい。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっている。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望する。

以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

福田部会長

会長からのビデオメッセージは、以上のとおりでございまして、その中でも少し触れられていたんですけれども、昨日、使側から6%の根拠ということでご発言があったと思うんですが、その点少し事務局からご説明を聞いていただければ、ご説明いただけますでしょうか。

賃金室長

ご質問いただきました目安の6.0%の根拠について、厚生労働省労働基準局賃金課に確認しましたところ「目安の提示にあたっては、昨年度に引き続き、食料や生活必需品との関連が深い消費者物価の上昇が継続していることを踏まえ、労働者の生計費を特に重視しました。また、中小企業を含めた賃上げの流れにも着目しつつ、3要素のデー

タに基づき、特定の指標に偏ることなく、四則演算によるものではなくあくまで総合的な勘案により判断がなされたもの」とのことでした。

安藤オブザーバー 「総合的」ということですね。

福田部会長 この点もポイントになる点だと思いますので、また議論が進んできたら戻っていただいても全く構いませんので、議論したいと思います。
次に現時点でもし可能な点があれば他局の情報を少しご紹介いただいてもよろしいですか。

賃金室長 もう報道は出ておりますけれど、栃木の審議会で昨日、目安プラス1円の64円の引き上げということで結審したとのことでした。

福田部会長 ありがとうございます。ここまで何か改めてご質問なり、ご意見があれば。

それでは議題1の埼玉県最低賃金改正について審議を続けたいと思います。改めて昨日基本的な考え方についてはご発言いただいたんですけども、改めて労使双方からご意見を頂戴してそれを土台に進めていきたいと思いますので、労側からでもよろしいですか。

最初に労側から現時点でのお考えを少しご意見に聞かせていただけますでしょうか。

矢島委員 昨日もお話したとおり、金額に関してはこれから最終的なところとしてまだ伏せておきたいと思うんですが、連合リビングウェイジの方を提出させていただいたということで、こちらの方を参考にしながらもう少し詰めて最終的な金額等を示していきたいと思います。

あとは昨日もお話したとおり、1日も早い結審を求めているところですけども、埼玉にしましては、今までもずっと一定の賛同を得ているということでありますので、そこは慎重に審議していきたいと思っております。

福田部会長 労側から補足なり、追加のご意見があれば。よろしいですか。
今度は使側から現時点でのお考えを少しお聞きいただければよろしいでしょうか。

廣澤委員 まず労働局におかれましては、迅速にご対応いただきありがとうございます。

ざいます。

使側としては、昨日の発言にもありましたとおり、令和6年度が消費者物価指数と頻繁に購入する品目の2つに基づいて引き上げ幅を検討した経緯がありますので、今の時点では頻繁に購入する品目の5.1%という数字を念頭に置いています。

ただ、その他の項目についても先ほど中賃の会長から総合的にというお話がありましたが、これを埼玉県に置き換えて総合的にどう考えるべきかについては、まだ検討が必要だと考えています。

福田部会長 使側で補足なり、追加なり発言があればぜひお願いいたします。
安藤さんよろしいですか。

安藤オブザーバー オブザーバーですけれどもよろしいですか。基本的な考え方については、今ほども含め昨日も廣澤委員が述べられましたので割愛させていただいて、中小企業で組織される団体等を代表する立場から、法定3要素の一つである通常の事業の賃金支払い能力の観点を中心に少し長くなりますけれども、意見等を述べさせていただきたいと思います。

まず経済状況の認識につきましては埼玉県産業労働部の調査であります埼玉県四半期経営動向調査、これは第1回の専門部会の資料7にあったと思います。

こちらでは県内中小企業の景況感として「県内中小企業の景況感は、持ち直しの動きに足踏み感がみられる。」とされております。対前期と比べてトーンダウンしているという状況であります。

それからこれは資料として前月分が事務局の方から参考情報提供というところでいただいたものでありますけれども、全国中小企業団体中央会が7月25日に発表しております、6月の中小企業月次景況調査の結果につきましては、景況のDIはマイナスの27.3、売上高はマイナスの11.8、収益状況はマイナス26.1であり、前月比あるいは前年の同月比ともにおおむね横ばいからいくぶん回復傾向にあるという状況であります。

6月の景況感DIはおおむね横ばいですが引き続き、原材料、燃料、人件費等のコスト上昇に価格転嫁が追いついていない状況にあり、先行きを不安視する声は多数寄せられている状況であります。

それから、中小企業白書、小規模企業白書ですけれども、第1回専門部会の資料8の方に概要という形で示されております44分の3ページかと思いますが、この中では「令和6年度は30年ぶりに「金利

のある時代」が到来したが、中小企業・小規模事業者にとっては、利益下押しのリスクとなり得るため、直面する状況は依然として厳しい。春季労使交渉で約30年分の賃上げ率を達成したが、大企業との差は拡大し、更なる賃上げ余力も厳しい。一方で人手不足は依然として深刻な状況にあるため、人材確保のために業績改善を伴わない賃上げも増えている」というふうに中小企業白書の方で述べられております。

以上のような経営環境の下で、もう少し経営の実態について強調しておきたいことがあります。

まず一つが企業物価の関係であります。第2回の本審の資料の5ということで、いわゆる目安小委員会でいうと第2回目のところにありますけれども、国内企業物価指数についてです。

2020年平均を100としたときに、企業物価指数直近が7月10日に発表されていますけれども、126.2ということになっております。前年同月比で見るとプラスの2.9。

長期的なトレンドとして見ましても、2023年頃一旦踊り場がありましたけれどもまた、2024年3月頃からまた上昇傾向にあるということでもあります。

画面が出るといいですけれども、消費者物価指数の方というのはグラフで勾配で見られると一番いいんですけれども、2020年は同じく企業物価指数の100にしていますけれども、消費者物価指数については、総合指数が111.7というふうになっています。

企業物価指数は先ほど申し上げましたように、126.2ということでもあります。

企業物価指数は消費者物価指数よりもはるかに上の数字をいっていますので、それだけ企業経営が難しい状況にあるということのご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、財務省の法人企業統計による売上高経常利益率につきましても、これは全国ベースになりますけれども、令和5年度を規模計において対前年度をプラス6.5というふうになっておりますけれども、資本金規模1,000万円以上の企業はプラス6.9、これに対しまして1,000万円未満の企業はプラスの3.3にとどまっているという状況であります。

それから価格交渉、価格転嫁ということが今言われているわけですし、中小企業もいろいろ頑張っているわけなんですけれども、一定程度進んできているというふうに思っておりますが、労務費に関して申し上げますと、令和7年度第1回埼玉地方最低賃金審議会の資料12

「令和7年度第1回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配布資料」の「資料No.4 足元の経済状況等に関する補足資料」の64ページと66ページを御覧ください。価格交渉が行われた企業、これは64.2%ありますけれども、そのうちの73.2%についても価格交渉は行われたというふうになっております。

前回調査と比べても2.8ポイント上昇しているということで、価格交渉の取り組みは進んでいるということは言えるかと思いますが、同じ資料の69ページを御覧いただくと、労務費の価格転嫁率が、すなわち、労務費が100円上がった場合にどれくらい転嫁できるのかというと、48.6円しか値上げができなかったということであります。

原材料費はB to B、B to Cいろいろありますけれども、原材料費はそれと比較すると約6ポイント労務費の方が価格転嫁が少ないという状況になっております。

昨年度最低賃金は50円上がったわけですがけれども、製品やサービスの価格には24.3円しか転嫁できていない。逆に言うと、残りの25.7円は事業者が飲み込んでいる、あるいは自腹を切っていると思うとB to B、B to Cとありますけれども、お客様が買ってくれないという状況になっています。

しかも、中小企業の労働分配率が大企業よりも高いということから経営の自由度も非常に厳しいということになっています。

それから、法定3要素のうちの賃金の水準についてですが、こちらの令和7年賃金改定状況調査の第4表①で、30人未満の企業を対象とした調査の結果についてはいろいろ出ていますけれども、Aランクの上昇率は2.1%ということで、0.1ポイント下回っているという状況であります。

それから同じく第4表③が令和5年6月と令和6年6月両方に在籍していた労働者の方ということについては、プラスの2.9ということで、前年度比で0.2ポイント高くなっているということでもあります。

これは全国ベースということなので、前回も言及があったかと思いますが、埼玉版が本当はあると一番議論ができるのかな、というふうに思っているところであります。

それから、3要素のうちの最後労働者の生計費という部分でありますけれども、先ほどの廣澤委員の方からもお話ありましたけれどもこれからまた議論を深めていく必要があるかなと思っております。

昨年度はこういったベースでやっておりますので、埼玉としてもこれを基本にしながら、総合的にということを考えておきたいなというふうに思っているところであります。

それから先ほどの中央の最低賃金審議委員会のビデオにもありましたけれども、いわゆる効力の発生の時期について関連が出てきます。

影響率をちょっとお話したいと思います。第2回本審議会の資料5「令和7年度第2回中央最低賃金審議会目安に関する小委員会配布資料」の資料No.3になりますけれども、地域別最低賃金額未満率及び影響率というデータが示されていることはご覧のとおりであります。

事業所規模30人未満の事業所で、令和5年度最低賃金の改定後に最低賃金の引上げが必要な労働者の割合、いわゆる影響率ですけれども、埼玉を含むAランクでは22.0%になっております。

つまり、5人の労働者のうちの1人以上の労働者の賃金改定をなくてはいけないということになってまいります。

企業側としては、最低賃金の改定に伴い、給料体系の変更や周知あるいは財源の手当、資金繰りがありますほか、国や自治体がいろいろ支援策をご用意いただいております。とてもありがたい話であります。

ただ設備投資ということになってきますと、一朝一夕ではできません。

その設備にかかるオペレーションですとか、ファイナンスあるいはスペース等々の計画がなくてはなりませんし、業務改善の期待される効果等が、補助金の申請にあたってはきちんと賃上げの達成が求められるというようなことがありますので、多くの手続きが発生することから、十分な準備期間というものが必要なというふうに考えております。

以上の状況を踏まえまして、現時点での考えを述べさせていただきますけれども、一昨日目安というものが示されたところであります。

埼玉に関して言うと63円、引上げ率換算でプラス5.6ということで、非常に大きな引上げ率になっているというふうに理解をしております。

この目安を示すにあたり、中央最低賃金審議委員会審議会目安に関する小委員会でも今回の7回にわたる慎重審議が行われたということでもあります。これは新聞報道ですと、44年ぶりというふうに聞いております。

当時は1981年、昭和56年であります。

今回はそれだけ公労使、共に大きな判断をしたものだなというふう

に理解をしております。

中央の目安を決めるだけでもそれだけ審議を重ねていますので、より地域に密着し、労使ともに影響の大きい埼玉地方の最低賃金の審議にあたっては、慎重の上にも慎重を期し、公労使ともに納得感のある根拠データで説明できるということが大切だと考えております。

何回もお話ししますが、生計費や賃金が上昇局面にあり、政府の方針もあることから、一定程度の最低賃金の引き上げがある必要であるということは理解をしているつもりであります。

ただ最低賃金は企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、これを下回った場合には50万円以下の罰金が課される、あるいはブラック企業だと言われて、非常に社会的な厳しい制裁を受けるという強制力も持った制度でありますので、地方最低賃金の過度でかつ性急すぎる引き上げは体力の乏しい中小企業にとっては廃業の危機すらはらんでいる、あるいは今後雇い控えが出かねないということ言っても過言ではないというふうに考えております。

私ども、中小企業・小規模事業者も大変な努力をしているつもりではありますけれども、最低賃金がいかなる額で決定されようとも、国や県におかれましては中小企業・小規模事業者に対して自発的な賃上げに取り組めるような環境の整備に引き続き努めていただいて、これまで以上の価格転嫁対策の一層の推進と、生産性の向上等に係る各種施策の拡充強化を行っていただきますよう、より強くお願いをしたいと思います。長くなりましたけれども、以上であります。

福田部会長 ありがとうございます。今の安藤委員のお発言に関して質問なりご意見あれば。

近藤委員 中小企業の現状についてご説明をいただきましてありがとうございました。

ちょっと私も企業側の意見というのを知りたいことがありまして、特に政府施策に関してなんですけれど、賃上げの目安額が例年変わってはきているものの、毎年大幅な引上げがされている中で政府の施策も続いているといえは続いているという状況であります。その使用感というか、足元の会員さんの使用にあたっての課題と感じている点だったり、先ほど設備投資の時間すぐにはできないというのもありましたが、継続している施策は続いている中でも、それでも使えない理由とか、もし政府施策に対する不満ではないですが、何かありました

ら教えていただければと思います。

安藤オブザーバー　なかなか業種とかによって使い勝手だとか、そういった部分の課題というのはある、というのが一つ考えられます。

あとはこれは私どもの努力不足があるのかもしれませんが、なかなか周知が広がってっていない部分というのは残念ながらあるのかなというふうに思っています。

近藤委員　今の意見でいうと、もう少し周知がされればもう少し利用は進むというようなご認識ですか。

安藤オブザーバー　そうですね。定性的にはそういうことは言えるかと思いますが、ただやっぱりまとまった資金がどれだけ用意できるか、それこそ明日の経営というか、資金取りをやりくりしているような企業も一定数おりますので、そういったところを考えるととてもそこまで手が回らないという企業さんも多いかなというふうに思っています。

福田部会長　よろしいですか。藤本委員ご発言がありますか。

藤本オブザーバー　目安等を見させていただきまして、中小企業に関して非常に慎重に検討しなければいけない。

特に人数が小さくなればなるほど、最低賃金の上昇イコール全ての賃上げにつながってしまうため、企業の持続性の問題が生じかねません。慎重な追加の議論が必要になると思っています。

福田部会長　ありがとうございます。嶋田委員どうぞ。

嶋田委員　全体感ではなくて、個別の評価の話をさせていただければと思います。今日は消費者物価指数の資料をいただきましてありがとうございました。

この資料の評価をどう考えるかということが重要であると思います。

消費者物価指数の各指標のトレンドを見ても、全国に比べてさいたま市の物価上昇率は全体的に低くなっているように思います。

今般ご提出いただいた5項目の平均を取りますと、単純な計算ですが、全国が5.06になり、さいたま市が4.64になります。

要するに平均すると0.4程度、さいたま市の物価上昇率が小さい

という認識を持ちました。非常に重要なポイントであり、私の認識だと0.4から0.5ぐらい低いというのを頭に入れながら検討する必要があると考えます。

お作りになった事務局としても、私の認識は過去月次で見えてもずっと低い部分がありますので、何か理由があるのですかね。

賃金室長

資料を作った立場からということですがけれども、今嶋田委員がおっしゃったような単純平均で見るのかどうかというところについては、どう評価するかというのは委員の皆様にご説明していただくことと思います。

埼玉のほうが全ての項目について全国と比べると低めではないのか、というご指摘ですがけれども、それはデータに出ている通りですからその通りだと思います。

加藤委員

今の内容に関連するのですが、作ってもらった資料1「消費者物価指数の推移」の一番上の持家と、一番下の食料については、月別も含めて全て全国のデータは目安の資料と同じですが、真ん中の3つについては全国データが目安の資料と全く違うのですが、何か違う要因があるのでしょうか。

賃金室長

項目自体が違うからです。

中央審議会を出しているのは、「頻繁に購入する品目」に限定した数字です。さいたまのデータでは、「頻繁に購入する品目」に限定したものがないので、「頻繁に購入する品目を含む中分類」の数値を使って、加重平均した数値を出したわけです。その数値と中央審議会が出した「頻繁に購入する品目」に限定した数値を直接比較することはできませんから、さいたまの数値を同じ方法で出した全国版の数値を並べているのです。

「1ヶ月に1回程度」と「基礎的支出項目」についても、同様に算出した数値を並べています。中央審議会のものと当局のものとで、それぞれ参照している項目自体が違うのです。

加藤委員

ということだと先ほどお話がありましたように、全てのデータにおいてさいたま市下回っているということによろしいのでしょうか。

福田部会長

要するに品目が違うということ。

賃金室長 計算して取っている数字がそもそも違います。

福田部会長 プラス中分類に入っているものがプラスして入っている。

賃金室長 仰るとおりです。当局作成の資料では、頻繁に購入する品目を含む中分類の数値を参照しています。

例えばこの資料の5ページをご覧くださいと、頻繁に購入する品目はここに書いてある44品目でございます。食パンは穀類の中に含まれていますが、穀類には、食パン以外のにもあんパンも入っていて、更にはうるち米、ゆでうどん、そうめん、カップ麺、中華麺なども入っています。要するに、全く違う要素が含まれていますので、その取っている数字自体が含まれる品目がそもそも違うので、数字自体が違うのです。

加藤委員 この品目の範囲内で見れば全国を下回っているということは言えるということですか。

賃金室長 そのとおりです。

福田部会長 すいません、よろしいでしょうか。ただ一方で見ると去年に比べて上がっているというトレンドはみんな共通しているんですよね。すいません。余計なことを申し上げました。労働側、今のご質問に関連で何かありましたら。どうぞ。

近藤委員 消費者物価指数が埼玉は確かに小さい数字で出ていることは当然私も認識していますが、埼玉県と全国のウェイトを比較すると埼玉は例えば教育が高かったり家賃が高かったりとか、要は影響を受ける品目が全国と異なっていることが、数字の出方に差がある要因の一つではないかと思っています。小品目の物価指数が出ていないため、比較ができず、はっきりそうだとは言えないのですが、埼玉県は食品のウェイトが比較的低く、さっきのエンゲル係数もそうなのですが、全国と比べて食品にかかる費用が低いと思われます。います。

要因として考えるとこれはもう感覚論になりますが、教育と交通費に埼玉県では結構費用がかかるため、食費にかけられる費用が少ないため、物価上昇が抑えられているのではないかと感覚的には想像して

いるところですよ。金もないみたいなふうに意外となっているんじゃないかというふうに、感覚的には想像しているところですよ。以上です。

福田部会長 もう少しあれば、ご発言いただけると、よろしいですか。
先ほど使側からは廣澤さんから5.1%という数字を言っていたんですけれども、労側はまだ具体的な数字をお話しいただくのは難しいですか。

矢島委員 もう少し確認させていただけると。

福田部会長 この辺から個別協議にしましょうか。

結城オブザーバー 埼玉の物価上昇率が全国より低いということですが、ランクAの地方が一律で63円という数字が提示されていまして、ランクAの中で埼玉県のもの価格上昇の位置がどういう関係にあるのかが分かると、より議論しやすいのかな、というふうに感じました。

例えば千葉、神奈川あたりの地方の県の物価上昇率というのが出れば、埼玉県がこのランクの中でより具体的にどういう物価の状況なのかが理解できるのではないのでしょうか。

福田部会長 ありがとうございます。今何かその辺で東京はもっと物価上昇率が低いんじゃないかとかそういうのは何か分かるんですか。今の時点では分からないんですか。

賃金室長 持家の帰属家賃を除く総合と食料は、表を参照すれば計算できます。

福田部会長 それだけでも教えていただいてもいいですか。

賃金室長 少し時間をください。

福田部会長 後にでもご紹介いただくということで。とりあえず食料と一般の消費者物価についてだけでも教えていただければありがたいと思います。

他に個別協議に入る前にお話ししておきたいということがあれば、公益の方も含めて出していただければと思います。

それでは一旦休会にして、これから公労と公使の順番で個別協議を

やらせていただきたいと思いますので、事務局では準備をお願いできますか。

(休会)(個別協議)

福田部会長 それでは審議を再開いたします。

休会中に公益委員が労使双方と個別に協議した内容を簡単にまとめさせていただきますと、労働者側からは中心の考え方である生計費を重視した上で、3要素を総合的に勘案して考えるということが大前提とした上で、これは前からご主張の連合のリビングウェッジとの差を着実に埋めていくという考え方に立って、今132円の差があるということなのですが、それを何とか2年で解消するとなると1年で66円のアップ。これは63円という目安に対してプラス3円なんですけれども、その3円の部分というのは地域間格差の解消にも資するものだということで、現時点では66円というご主張を頂きました。

これに対して使側からは生計費重視で総合的勘案という基本的な考え方については、一定のご理解は得られたものというふうに承知しております。

その上でリビングウェッジと言われても、それは連合さんが作っているもので、内容もよくわからないところもあるし、連合さんのご主張はもちろん結構だけでも我々としては、はいそうですかというふうにはならない。ということで、もう少し使側の中でどういう受け止めをしてどう反応するか考えたい。ということで、少し明日まで時間が欲しいと。

明日の冒頭のところで少し今の考え方を整理してお話したいというこんなご発言があったというふうに理解しております。こんな感じでまとめさせていただいていいでしょうか。

ということで、もしかしたら明日はいきなり休息で個別協議ということからなるかもしれませんがけれども、とりあえず今日の専門会はこれで閉会にさせていただきたいと思います。

何かご質問、ご発言あれば、遠慮なくどうぞ。よろしいですか。

それでは、これをもって専門部会は閉会させていただきます。どうも大変ありがとうございました。